

65歳超雇用推進助成金～高年齢者評価制度等雇用管理改善コース～

発行機関:厚生労働省

掲載終了予定日:随時

募集期間 随時

目的

高年齢者の雇用推進を図るための雇用管理制度の整備（賃金・人事待遇制度、労働時間、健康管理等）にかかる措置を実施した事業主に対して助成する制度です。

支援内容

支給額

支給対象経費（注1）にの60%<75%>（中小企業事業主以外は45%<60%>）を乗じた額。

なお、生産性要件を満たしている場合は<>の割合または額となります。

（注1）高年齢者の雇用管理整備措置の実施に必要な専門家への委託費・コンサルタントの相談等に要した経費の他、（2）の措置の実施に伴い必要となる機器、システムおよびソフトウェア等の導入に要した経費（その経費が50万円を超える場合は50万円）とし、経費の額にかかわらず、初回の申請に限り当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします（2回目以降の申請は、50万円を上限とする実費が支給対象経費となります。）。

対象者の詳細

主な受給要件

本助成金は、企業内における高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備の措置を、次の(1)、(2)により実施した場合に受給することができます。

（1）雇用管理整備措置

（1）高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備措置（賃金・人事待遇制度、労働時間、健康管理等）にかかる措置を実施する場合、（2）の措置の実施に伴い必要となる機器、システムおよびソフトウェア等の導入に要した経費（その経費が50万円を超える場合は50万円）とし、経費の額にかかわらず、初回の申請に限り当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします（2回目以降の申請は、50万円を上限とする実費が支給対象経費となります。）。

（2）雇用管理整備措置

（2）高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備措置（賃金・人事待遇制度、労働時間、健康管理等）にかかる措置を実施する場合、（1）の措置の実施に伴い必要となる機器、システムおよびソフトウェア等の導入に要した経費（その経費が50万円を超える場合は50万円）とし、経費の額にかかわらず、初回の申請に限り当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします（2回目以降の申請は、50万円を上限とする実費が支給対象経費となります。）。

（3）高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備措置（賃金・人事待遇制度、労働時間、健康管理等）にかかる措置を実施する場合、（1）の措置の実施に伴い必要となる機器、システムおよびソフトウェア等の導入に要した経費（その経費が50万円を超える場合は50万円）とし、経費の額にかかわらず、初回の申請に限り当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします（2回目以降の申請は、50万円を上限とする実費が支給対象経費となります。）。

（4）高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備措置（賃金・人事待遇制度、労働時間、健康管理等）にかかる措置を実施する場合、（1）の措置の実施に伴い必要となる機器、システムおよびソフトウェア等の導入に要した経費（その経費が50万円を超える場合は50万円）とし、経費の額にかかわらず、初回の申請に限り当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします（2回目以降の申請は、50万円を上限とする実費が支給対象経費となります。）。

（5）高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備措置

（5）高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備措置（賃金・人事待遇制度、労働時間、健康管理等）にかかる措置を実施する場合、（1）の措置の実施に伴い必要となる機器、システムおよびソフトウェア等の導入に要した経費（その経費が50万円を超える場合は50万円）とし、経費の額にかかわらず、初回の申請に限り当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします（2回目以降の申請は、50万円を上限とする実費が支給対象経費となります。）。

（6）高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備措置

（6）高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備措置（賃金・人事待遇制度、労働時間、健康管理等）にかかる措置を実施する場合、（1）の措置の実施に伴い必要となる機器、システムおよびソフトウェア等の導入に要した経費（その経費が50万円を超える場合は50万円）とし、経費の額にかかわらず、初回の申請に限り当該措置の実施に50万円の費用を要したものとみなします（2回目以降の申請は、50万円を上限とする実費が支給対象経費となります。）。

（7）高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備措置

（8）高年齢者の雇用の推進を図るための雇用管理整備措置